

1. 就労移行支援・就労継続支援ABサービスについて

	よくある質問	茅ヶ崎市回答
1	<p>新型コロナ感染拡大防止の観点から通所が困難な場合、電話等による連絡で本体請求できますか。</p>	<p><b>・できます</b></p> <p>在宅等で作業が行えるものがある場合は、利用者に郵送等で送付し、電話等で作業の進捗管理及びその日の成果の確認を行ってください。在宅等で行える作業がない場合は、可能な在宅ワークを提供できるよう検討していただき、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、実績記録票の備考欄に連絡した開始時間、終了時間、内容を記載してください。</p> <p>また、支援内容について日報を作成し、事業所にて保管してください。</p> <p>すでに運営規定に、在宅サービスを行える事業所については、通常通り請求してください。</p> <p>なお、利用者より、電話の回数を減らしてほしいと希望があった場合は、日報にその旨を記載し保管してください。</p>

2. 就労定着支援について

	よくある質問	茅ヶ崎市回答
1	<p>新型コロナ感染拡大防止の観点から通所が困難な場合、電話等による連絡で本体請求できますか。</p>	<p><b>・できます</b></p> <p>連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、実績記録票の備考欄に連絡した開始時間、終了時間、内容を記載してください。また、日報を作成してください。</p>

### 3. グループホーム（共同生活支援）について

	よくある質問	茅ヶ崎市回答
1	GHを体験利用している方について、コロナの関係で通所先に通所することを控えている、または断られていて、GHで日中を過ごしている場合、日中支援加算は算定できますか。	<p>・<u>できません</u></p> <p>神奈川県に確認をしましたが、体験利用のため、認められません。</p>
2	GH入居中で、これから日中の通所先を探している受給者に対して、コロナの関係で通所先の体験利用を通所予定先から通所を断られている場合に日中支援加算は算定できますか。	<p>・<u>できません</u></p> <p>個別支援計画に、支援内容が明記されていないので、認められません。</p>
3	GH入居中で、すでに日中の通所先が決まっている受給者に対して、コロナの関係で通所先から通所が断られている場合に日中支援加算は算定できますか。	<p>・<u>できます</u></p> <p>個別支援計画に、支援内容が明記されているので認められます。</p>
4	GH入居中だが、新型コロナウイルスで、GHで過ごさず、自宅等に帰宅している場合、できる限りの支援を行えば、報酬算定することはできますか。	<p>・<u>できます</u></p> <p>代替サービス（電話、訪問等）を提供した場合、本体請求を特例的に認めます。ただし電話にて生活確認を行う場合、1日3回（午前中、昼、夕方）電話してください。その際、実績記録票の備考欄に連絡した開始時間、終了時間、内容を記載してください。また、日報を作成し、夜間等に利用者やその家族から連絡ができるような体制を整えてください。利用者及び家族からの申し出により、電話の回数等に配慮が必要な場合は、利用者等と話し合い、回数を決定し、日報内にその旨を記載してください。</p>

### 4. 放課後等デイサービス

	よくある質問	茅ヶ崎市回答
1	新型コロナ感染拡大防止の観点から通所が困難な場合、電話等による連絡で本体請求できますか。	<p>・<u>できます</u></p> <p>代替サービスを行った際は、請求が可能です。代替サービスについては、教材を提供し、その教材に関する電話等のフォロー、テレビ電話での療育的支援を対象とします。フォロー内容や支援については必ず日報等に記録し、事業所にて保管してください。</p> <p><u>なお、電話、メール、ライン等による生活状況等の確認のみでは請求は認められません。</u></p>

## 5. 児童発達支援

	よくある質問	茅ヶ崎市回答
1	新型コロナ感染拡大防止の観点から通所が困難な場合、電話等による連絡で本体請求できますか。	<p>・<b>できます</b></p> <p>代替サービスを行った際は、請求が可能です。代替サービスについては、教材を提供し、その教材に関する電話等のフォロー、テレビ電話での療育的支援を対象とします。フォロー内容や支援については必ず日報等に記録し、事業所にて保管してください。</p> <p><b><u>なお、電話、メール、ライン等による生活状況等の確認のみでは請求は認められません。</u></b></p>

## 6. 生活介護

	よくある質問	茅ヶ崎市回答
1	新型コロナ感染拡大防止のため、通所を取りやめ、代替サービスで提供した場合、本体請求はできますか。	<p>・<b>できます</b></p> <p>通所を取りやめて代替サービス（電話、訪問等）を提供した場合、本体請求を特例的に認めます。在宅等で作業が行えるものがある場合は、利用者に郵送等で送付し、電話等で作業の進捗管理及びその日の成果の確認を行ってください。ただし電話のみで生活確認を行う場合、<b><u>1日3回（午前中、昼、夕方）必ず電話してください。</u></b>その際、実績記録票の備考欄に連絡した開始時間、終了時間、内容を記載してください。また、日報を作成してください。</p> <p>なお、利用者より、電話の回数を減らしてほしいと希望があった場合は、日報にその旨を記載し保管してください。</p>

## 7. 上記全サービス

	よくある質問	茅ヶ崎市回答
1	新型コロナ感染拡大防止のため、開所時間を短くしたり、定員を少なくして受け入れたりした場合、減算の対象となるか。	<p>・<b>なりません</b></p> <p>新型コロナ感染拡大防止のため、開所時間を短くし、実施した場合でも減算しません。通常通りの報酬単価で請求してください。</p> <p>また、1日を午前、午後等に分け、利用者を分散させて通所した際も減算はしません。</p>